第七十六条中「第十一条から」を「第十一条本文、第十二条から」に、「第十一条、」を「第十一条本文、」に、「第五十八条を」を「第五十八条の規定を」に、「第十一条中「治験機器」とあるのは、」を「第十一条本文中「治験機器」とあるのは」に、「同条第二項各号の」を「同条第二項各号中」に、「「治験責任医師」とあるのは「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三項」を「「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、同条第四項」に、「第五十七条見出し」を「第五十七条の見出し」に、「第五十八条中「治験機器」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器」を「第五十八条の見出し中「治験機器の」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器の」と、同条中「治験機器を」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器を」に改める。

第七十七条中「医療機器」を「治験機器」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第二条第二十項、第二十八条、第五十条第二項、第六十条第一項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七十六条の改正規定（「治験責任医師」とあるのは「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三項」を「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、同条第四項」に改める部分に限る。）並びに附則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令（前条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前に実施された又はこの省令の施行の際現に実施されている医療機器の臨床試験については、第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新薬事法施行規則」という。）及び第二条の規定による改正後の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（以下「新基準省令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前に治験実施計画書（医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七条第一項から第三項まで又は第十八条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。）又は製造販売後臨床試験実施計画書（第二条の規定による改正前の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条において準用する同令第七条第一項から第三項まで（同項第一号を除く。）の規定に適合するものに限る。）が作成された医療機器の臨床試験（前条に該当するものを除く。）については、新薬事法施行規則又は新基準省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

告　示

○内閣府
法務省告示第一号

電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年一月二十五日付で電子債権記録業を営む者を指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一

一　商　号　株式会社全銀電子債権ネットワーク
二　本店の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目三番一号

○金融庁告示第三号

チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月八日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における主たる店舗の所在地　東京都中野区中野四丁目一〇番二号

○金融庁告示第四号

チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月八日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における主たる店舗の所在地　東京都中野区中野四丁目一〇番二号

○政治資金適正化委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年二月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
七九二	阿部　成孝	二四、一一、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一三三〇	竹田　良美	二五、一、二二	本人からの申請
二五〇五	羽根淵陽子	二五、一、二二	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第八号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二七八二	松尾　友平	二八三〇　二五、一、一五	

○政治資金適正化委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年二月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四三四九	二五、一、二五	西田　和喜
四三五〇	二五、一、二五	木山　文雄
四三五一	二五、一、二五	奥谷　博文
四三五二	二五、一、二五	永井翔太郎
四三五三	二五、一、二五	橋本　勉

○法務省告示第五十三号

長野市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年三月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、長野市役所又は長野地方法務局に照会すること。

平成二十五年二月八日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上水内郡古里村大字下駒澤四百七番地
寺島　元俊